

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定審査基準内規

大分県

(目的)

第1 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師について、国の定めた規則に基づき指定に係る審査の基準を明確に規定し、この医師の指定を適正かつ効率的に行い、身体障害者福祉法の増進に資することを目的とする。

(指定基準)

第2 次の各号のすべてを満たす医師から指定するものとする。

- (1) 大分県内(大分市を除く)において開業し、又は病院若しくは診療所において勤務する者
- (2) 医師免許を取得した後、指定を受けようとする障害種別についてその関連する診療科名及び専門領域において、専門的研究又は臨床経験が5年以上の者。ただし、原則として、平成16年3月以降の新医師臨床研修制度における初期研修(2年間)は臨床経験年数に含めない。
- (3) 「聴覚障害」での指定においては、原則として、日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医である者(ただし、専門医でない場合でも地域の実情等によって指定することができる。)
- (4) 身体障害者の福祉に理解を有する者

(診療科名)

第3 指定は、障害種別ごとに行うものとし、各障害種別に対する診療科名は、以下のとおりとする。

障害の種別	診療科名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 注) 眼科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科 注) 耳鼻科以外の診療にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、神経内科、小児耳鼻咽喉科、気管・食道耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、脳神経外科
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、脳神経外科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、
そしやく	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓の機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科、
腎臓の機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器の機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸の機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
小腸の機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓の機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

※上記診療科名については、経歴書に専門領域の記載と「専門研修・臨床実績証明書」の提出が必要である。

(その他)

第4 この内規に定めるもののほか、医師の指定に係る審議に関して必要な事項は、大分県社会福祉審議会障害福祉専門分科会審査部会が定める。

附 則

この内規は、昭和 6 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 2 年 7 月 3 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 9 年 6 月 2 0 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 1 0 年 3 月 1 3 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 2 1 年 1 2 月 2 5 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。